

平成29年度 第2回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会  
議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

平成29年度第2回理事会議事録

1. 日 時 平成29年4月18日(火) 午後2時～午後2時45分
2. 場 所 伊丹市広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ 3階 会議室

3. 出席者

理事総数 6名

理事出席者 6名

理事長 奥田 利男                      理 事 坂本 孝二

理 事 武田 好二                      理 事 池内 玲子

理 事 川上 房男                      理 事 林 秀和

監事総数 2名

監事出席者 2名

監 事 溝端 義男                      監 事 細川 健二

開会にあたり、定款第23条の規定により理事長が議長に選任され、定款第32条第1項に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、定款第33条第2項の規定により議事録署名人の理事長及び監事2名の出席を確認して議事に入った。

議事録署名人 溝端 義男

議事録署名人 細川 健二

4. 議 案 議案第2号「評議員選任・解任委員会委員の解任について」  
議案第3号「評議員選任・解任委員会委員の選任について」  
議案第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会等の報酬に関する規則の制定について」  
議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の制定について」

5. 議 長 奥田 利男

6. 議事録作成者 谷知 とも子

7. 議 事

(1) 開 会

○事務局 みなさん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして有難うございます。定刻になりました

たので、ただいまより平成29年度第2回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会を開催いたします。

はじめに、本年度第1回の理事会につきましては、「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事長及び常務理事の選定について」を議題といたしまして、本来であれば理事会を招集し、ご承認をいただくところではありましたが、その議決に、特に緊急を要しまして時間的余裕がありませんでしたので、定款第32条第2項に基づく理事会の決議の省略方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとさせていただきます、4月1日付で理事長に奥田利男氏を、常務理事に林秀和氏が選定されましたことを、ここでご報告させていただきます。

## (2) 委嘱状交付

○事務局      それでは、本日は新理事の皆さまがお集まりいただきました最初の理事会となりますので、ここで委嘱状の交付をさせていただきますと思います。

それでは理事長、よろしくお祈いします。

### ※委嘱状の交付（理事長より各理事・監事座席へ）

○事務局      次に本日は、新理事の皆さまがお集まりいただきました、最初の理事会となりますので、定款と理事及び監事の職務等について、ご説明をさせていただきます。

本日の資料として配付しております参考1「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款」をご覧ください。

それでは、定款の4ページの第4章、役員及び職員の第15条以降をご覧ください。

はじめに、定款第15条ですが、役員の定数につきましては、改正社会福祉法第44条第3項において、「理事は6人以上、監事は2人以上でなければならない。」と規定されておりますので、役員の定数につきましては、第15条第1項では、理事、6名以上8名以内、監事、2名とし、第2項におきまして、理事のうち1名を理事長、理事長以外の理事のうち、常務理事は3名以内と規定しております。

また、改正社会福祉法第45条の16第2項第2号におきまして、社会福祉法人の業務を執行する理事は理事長と理事長以外の理事で、理事会の決議によって社会福祉法人の業務を執行する理事として選任された理事と規定されております。

この業務執行理事を常務理事とすることについての規定例が示されておりますので、第3項において、業務執行理事を常務理事とする旨を規定しております。

次に第16条、役員の選任につきましては、「理事及び監事は、評議員の決議によって選任する。」と規定し、第2項において、「理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。」と規定しております。

平成29年度第1回理事会の議題はこの条文の定めにより、選定させていただ

たところでございます。

以下、第17条から第22条にかけましては、理事の職務及び権限、監事の職務及び権限、役員任期、役員解任、役員報酬等及び職員に関する定めを規定しております。

その中で、第19条、役員任期については、「選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の日までとし、再任を妨げない。」と規定しておりまして、第2項では、「役員は定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有する。」規定しております。

よって、委員の皆様任期につきましては、今回、平成30年度の定時評議員会の終結の時まで、具体的には平成31年6月に開催予定の定時評議委員会の時までとなります。

次に、理事の権限及び理事会の決議事項についてご説明をさせていただきます。

まずはじめに、理事の権限でございますが、こちらは、定款の6ページでございます第30条をご覧ください。

第30条では、権限として、この法人の業務の執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長及び常務理事の選定及び解職を規定しております。

次に、理事会の決議事項でございますが、こちらは同じく本日の資料として配付しております参考2「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款細則」の第24条に規定しております。定款細則の5ページから6ページをご覧ください。

第24条では、理事会で決定すべき業務としまして、予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告、予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄、定款の変更、合併に関する事、解散に関する事、社会福祉事業に係る許認可、寄付金の募集その他所轄庁等の許認可を受ける事項、定款細則、経理規則等法人の運営に関する重要な規程の制定及び改廃、施設長等の任免その他重要な人事、金銭の借入、基本財産の取得、処分等に係る契約、役員報酬に関する事項、社会福祉充実計画の策定、その他、法人の業務に関する重要事項を規定しております。

今後は、理事会が業務執行の決定機関として、この定款細則第24条に規定する事項につきまして、決議していただくこととなりますので、理事の皆さまにおかれましては、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○事務局            それでは開会にあたりまして、当法人 奥田理事長よりご挨拶を申し上げます。

### (3) 理事長挨拶

○理事長            [挨拶]

○事務局            ありがとうございました。

○事務局        それでは、本日ご出席の役員の皆様をご紹介に移らせていただきます。  
お手元にお配りしております役員名簿をご覧ください。  
恐れ入りますが、お席の順に沿って自己紹介をお願いいたします。

#### (4) 理事及び監事紹介

○事務局        それでは、奥田理事長よりお願いいたします。  
次に、坂本理事、お願いいたします。  
次に、武田理事、お願いいたします。  
次に、林常務理事、お願いいたします。  
次に、池内理事、お願いいたします。  
次に、川上理事、お願いいたします。  
次に、溝端監事、お願いいたします。  
次に、細川監事、お願いいたします。

#### (5) 法人役職員紹介

次に、事務局職員の紹介をさせていただきます。  
法人経営本部長、岸部でございます。  
法人事業本部長、米花でございます。  
総務課長の橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### (6) 議長選出

○事務局        次に議長選出に入らせていただきます。議事を進めていただくにあたり、定款細則第23条の規定により、議長は「その都度選任する」となっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

[事務局一任]

それでは、奥田理事長を議長に推薦させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、奥田理事長に議長をお願いしたいと思います。

#### (7) 出席状況

○議長        それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。  
はじめに、理事の出欠席について報告いたします。

本日の出席理事は6名でございますので、定款第32条第1項に定める定足数を満たしておりますので本理事会は成立いたします。

(8) 議事録署名人の選任

○議長 次に、議事録の署名についてですが、定款第33条第2項の規定では、「出席した理事長及び監事が記名押印する」と定められておりますので、私と、溝端監事、細川監事をお願いします。

(9) 議事

○議長 それではこれより議事に入らせていただきます。  
本日の議事は、議案が4件でございます。

それではまず、議案第2号「評議員選任・解任委員会委員の解任について」と議案第3号「評議員選任・解任委員会委員の選任について」は関連がございますので、一括審議とさせていただきます。

○事務局 [議案第2号・議案第3号 別紙 を配布]

○議長 それでは、事務局説明を願います。

○事務局 それでは、議案第2号「評議員選任・解任委員会委員の解任について」ご説明をさせていただきます。

現在、評議員選任・解任委員会の委員を選任につきましては、定款の第6条第2項のとおり、監事より1名、事務局員より1名、また外部委員から3名の計5名での委員を構成することとなっておりますが、今回、議案第2号別紙にございますように、岡田委員より委員辞任の申し出がございました。

岡田委員におかれましては、3月31日まで、伊丹市の外郭団体を所管される伊丹市総合政策部政策室室長の役職にあり、平成29年2月21日より、中立的な立場にある外部委員としまして、ご就任いただいておりますところ、4月1日付の伊丹市の人事異動に伴いまして、総合政策部政策室から総務部総務室長に異動されましたことにより、委員を辞任する旨の申し出がございました。

当法人としましては、これを受理し、解任しようとするものでございます。

引き続きまして、議案第3号「評議員選任・解任委員会委員の選任について」ご説明をさせていただきます。

先ほどの、議案第2号「評議員選任・解任委員会委員の解任について」におきまして、岡田委員を解任することに伴い、新たに評議員選任・解任委員会の委員を選

任する必要がございます。

今回、解任いたします岡田委員は、法人関係者でない中立的な立場にある外部委員としてご就任いただいておりますので、新たに選任いただきます委員につきましても、外部委員の条件に該当する方を、候補者として推薦するものであります。

それでは、お手元にお配りしました議案第3号別紙「評議員選任・解任委員会委員の選任について」をご覧ください。

事務局といたしましては、別紙にございますように、法人関係者でない中立的な立場にある外部委員としまして、辻本 彰子氏を委員候補者として推薦しようとするものであります。

辻本氏は、昭和60年4月に伊丹市に入所され、伊丹市職員としてきぼう園などの福祉分野の経験を経て、平成27年4月からは、外郭団体である当法人を所管する伊丹市総合政策部政策室の主幹に就任、本年4月1日からは、岡田氏の後任として伊丹市総合政策部政策室 室長に昇任されたところであり、市政全般に精通されておられますことから、適任と判断し推薦しようとするものでございます。

以上、議案第2号、第3号併せてご説明させていただきました。

ご審議の程、よろしくお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。  
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○議 長 特にないようでございますので、はじめに議案第2号「評議員選任・解任委員会委員の解任について」につきましては、原案どおり決することに異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第2号「評議員選任・解任委員会委員の解任について」につきましては、原案どおり決しました。

次に、議案第3号「評議員選任・解任委員会委員の選任について」につきましては、原案どおり決することに異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第3号「評議員選任・解任委員会委員の選任について」につきましては、原案どおり決しました。

次に議案第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会等の報酬に関する規則の制定について」を議題といたします。

事務局説明を願います。

○事務局        それでは、議案第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会等の報酬に関する規則の制定について」ご説明をさせていただきます。

今回の規則の制定につきましては、議案書4ページの第1条の目的にありますように、当法人の評議員選任・解任委員会の委員、並びに運営協議会の委員の報酬額等を規定するものでございます。

本規則を定める根拠でございますが、まずはじめに、評議員選任・解任委員会の委員の報酬でございますが、お手元にお配りしております参考3「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会の運営に関する規則」の3ページをご覧ください。

3ページにございます第12条の（委員の報酬等）の、第2項におきまして、委員の報酬額は、理事会の決議を経て理事長が定める。との規定に基づくものでございます。

次に運営協議会の委員の報酬でございますが、こちらは、お手元にお配りしております参考4「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団運営協議会の運営に関する規則」の2ページをご覧ください。

こちらにつきましても、先ほど同様に2ページにございます第10条の（委員の報酬等）の、第2項におきまして、委員の報酬額は、理事会の決議を経て理事長が定める。との規定に基づくものでございます。

それでは、規則の具体的な内容について、ご説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

まず、第1条（目的）では、評議員選任・解任委員会委員並びに運営協議会委員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを規定しております。

次に第2条（報酬）では、評議員選任・解任委員会委員の報酬を並びに運営協議会委員の報酬を別表のとおり、それぞれ日額10,700円、日額8,100円とすることを規定しております。

なお各委員の報酬につきましては、伊丹市が定める、「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」の別表にあります附属機関の委員の日額10,700円並びに同表の専門委員の日額8,100円に準じた金額とするものであります。

また同条第2項では、伊丹市の職員の身分を有する者及び事業団の職員の身分を有する者で委員に選任された者につきましては、前項の規定にかかわらず報酬は支給しないことを規定しております。



次に第3条（費用弁償）では、旅費の支払基準を、また、第4条では報酬並びに費用弁償の適用除外となる範囲を規定しております。

次に第5条では、この規則に定めるもの以外の必要な事項は理事長が定める。ものとしております。

なお、附則につきましては、この規則の施行日を、理事会で承認された日からとしようとするものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会等の報酬に関する規則の制定について」の説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。  
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○議長 特にならざるようでございますので、議案第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会等の報酬に関する規則の制定について」につきまして、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

それでは、議案第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会等の報酬に関する規則の制定について」につきましては、原案どおり決しました。

次に議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の制定について」を議題といたします。

事務局説明を願います。

○事務局 それでは、議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の制定について」ご説明をさせていただきます。

今回の規則の制定につきましては、議案書5ページの下段の理由にございますように、4月1日よりご就任いただいております当法人の評議員、理事、監事の報酬等の支給基準を規定するものでございます。

それでは、規則の具体的な内容について、ご説明いたします。

議案書の6ページをご覧ください。

まず、第1条（目的）では、（評議員の報酬等）を評議員につきましては、定款第8条で、また理事及び監事につきましては、同じく定款第21条の規定に基づい

て定めることを規定しております。

ここで、お手元にお配りしております参考1「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款」をご覧ください。

まず、2ページにございます第8条の（評議員の報酬等）におきましては、「評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。」と規定しております。

また、5ページにございます第21条の（役員の報酬等）におきましては、「理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。」と規定しておりますことから、今回、本規則を定め、理事会の決議を経て、来る4月28日に開催いたします評議員会に同議案を上程させていただこうとするものであります。

次に第2条（定義等）では、用語の定義を定めておりまして、第1号では、理事及び監事を併せて役員と定め、また役員と評議員を併せて役員等と定めております。次に第2号では、常勤役員とは、役員のうち週3日以上勤務する者を常勤役員と定めております。

次に第3条（報酬の支給等）では、勤務形態に応じ、職務遂行の対価として報酬を支給することを定めておりますが、ただし書き以降におきまして、「伊丹市の特別職の職員及び一般職の職員の身分を有する者、及び事業団の職員の身分を有する者で役員等に選任された者は無給とする。」ことを定めております。

また第2項では、常勤役員の報酬の総額を、別表1のとおり「1人につき 年額550万円以内」と定めております。

また第4項では、常勤役員以外の役員等の報酬は、別表第2のとおり、「1人につき 日額10,700円」と定めております。

また、総額につきましては、定款第8条で、既に総額を定めております評議員及び常勤役員以外の役員の各年度の報酬の総額を、100万円を超えないものとすることを定めております。

次に第4条（報酬の支払いと控除）では、報酬の支払方法及び源泉所得税など法令上、控除すべき額について定めております。

次に第5条（通勤手当）では、常勤役員に対し、職員の支給基準に準じて通勤手当を支給することを定めております。

次に第6条（改廃）では、この規則の改廃については、評議員会の決議により行うことを定めております。

次に第7条（補足）では、この規則に定めるもののほかで必要な事項については、理事長が別に定めることを規定しております。

なお、附則につきましては、この規則の施行日を、4月28日開催される評議員

会の議決日とし、適用につきましては、本年4月1日からとしようとするものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の制定について」の説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○坂本理事 評議員の役員に対する報酬の総額について、「100万円を超えない範囲で」ということですが、定款準則か何かに例が載っていたのでしょうか。

○事務局 まず、評議員につきましては定款で定めておりますが、これは定款例に金額の範囲の定めがございました。評議員会につきましては、議決機関ということで6月の定時評議員会及び3月の予算に関する評議員会がございますが、その他の評議員会の開催も年間で数回ということになりますので、評議員の人数から考えまして、100万円であれば十分に金額の範囲内でおさまるといことで、このようにさせていただいております。

○坂本理事 特に決まったものがあるといわけではなく、100万円あれば充分賄えるということでしょうか。

○事務局 そうです。臨時の評議員会が開催された場合を考えましても充分賄える100万円という切りの良い数字を記載させていただいております。

○坂本理事 わかりました。

○議長 他に何かございますでしょうか。

特にないようでございますので、議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の制定について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

それでは、議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の制定について」につきましては、原案どおり決しました。

○議長 本日の議事はこれもちまして終了とさせていただきます。

本日の内容につきましては、来る4月28日に開催いたします評議委員会に報告させていただきます。

○議長       この他にはよろしいでしょうか。

○事務局       本日は理事会にご出席いただきましてありがとうございました。

さて、次回6月に開催いたします理事会の日程について、理事及び監事の皆様と調整をさせていただいていたところではございますが、調整の結果、事務局といたしましては6月7日（水）午後2時から開催をしたいと考えております。場所はいきいきプラザ3階の会議室でございます。議案等の詳細につきましては、後日文章にて改めて理事及び監事の皆様にご郵送させていただきますが、取り急ぎこの場をお借りいたしましてご報告だけさせていただきます。ご多忙の折とは存じますが、ご出席の程、どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長       理事の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。これをもちまして本日の理事会は閉会といたします。

本日はどうも有難うございました。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後2時45分に閉会した。  
議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は署名押印した。

平成 年 月 日

議 長 奥 田 利 男

議事録署名人 溝 端 義 男

議事録署名人 細 川 健 二

議事録作成者 谷 知 と も 子